



島根県報

平成18年 4月21日 (金)
第 1,770 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
県営土地改良事業計画の変更	(農 村 整 備 課)	3
土地改良事業施行の同意	(")	4
内水面における遊漁規則の変更の認可 (3 件)	(水 産 課)	4
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	8
包括外部監査契約の締結	(監 査 委 員 事 務 局)	9

公 告

公立学校法人島根県立大学 (仮称) 会計システムの賃貸借及び運用保守業務並び に導入業務の調達に係る事業予定者を決定するための提案競技の実施	(総 務 課)	9
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	14

告 示

島根県告示第508号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成18年 4月21日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐藤内科医院	松江市天神町15ウイステリア天神 1 F	平成17年11月14日
都医院	浜田市治和町511 - 1	平成18年 4月 1日
わたなべ耳鼻咽喉科医院	松江市東朝日町小浜211	平成18年 4月 1日
出雲徳州会病院	簸川郡斐川町大字直江町3964 - 1	平成18年 4月 1日
栗栖医院	鹿足郡吉賀町柿木村柿木312番地 1	平成18年 4月 1日

島根県告示第509号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成18年4月21日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
佐藤内科医院	松江市和多見町25	平成17年11月14日
栗栖医院	鹿足郡吉賀町柿木村柿木312番地1	平成18年4月1日
石崎医院	出雲市佐田町窪田2111	平成18年3月12日

島根県告示第510号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年4月21日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 山根クリニック	出雲市芦渡町789 - 2	居宅介護支援事業	山根クリニック居宅介護支援事業所	出雲市芦渡町789 - 2	平成18年3月30日
社会福祉法人 JA いずも福祉会	出雲市今市町95	訪問介護	社会福祉法人JAいずも福祉会 みどりの郷大社	出雲市大社町北荒木483	平成18年3月27日
社会福祉法人 JA いずも福祉会	出雲市今市町95	通所介護	社会福祉法人JAいずも福祉会 みどりの郷大社	出雲市大社町北荒木483	平成18年3月27日
有限会社 KC サポート	松江市西川津町3278 - 30	通所介護	デイサービス なごみ	松江市黒田町30 - 4	平成18年3月16日
日本海観光株式会社	松江市寺町198 - 57 ポートピア松江ビル4F	訪問介護	ヘルパーステーション 敬愛苑	松江市寺町198 - 57 ポートピア松江ビル4F	平成18年3月24日
日本海観光株式会社	松江市寺町198 - 57 ポートピア松江ビル4F	通所介護	デイサービス 敬愛苑	松江市寺町198 - 57 ポートピア松江ビル4F	平成18年3月24日
特定非営利活動人 デイハウスKOMOREBI	松江市八雲町東岩坂77番地3	通所介護	特定非営利活動法人 デイハウスKOMOREBI 指定通所介護事業所 合歓の木	松江市八雲町東岩坂77番地3	平成18年2月20日
くにびき農業協同組合	松江市西川津町1635 - 1	訪問看護	JAくにびき歯科診療所	松江市西津田3 - 5 - 16	平成18年3月29日
くにびき農業協同組合	松江市西川津町1635 - 1	訪問リハビリテーション	JAくにびき歯科診療所	松江市西津田3 - 5 - 16	平成18年3月29日
くにびき農業協同組合	松江市西川津町1635 - 1	居宅療養管理指導	JAくにびき歯科診療所	松江市西津田3 - 5 - 16	平成18年3月29日
有限会社 福田金物	大田市大田町大田口940番地	福祉用具貸与	有限会社 福田金物 福祉事業所	大田市大田町大田口940番地	平成18年2月28日

有限会社 ユニット ケア山陰	松江市北田町104番 地	認知症対応型 共同生活介護	グループホーム ひ さご苑	松江市浜佐田町字柄 杓125	平成18年 4 月 5 日
佐藤 充男	松江市天神町15ウイ ステリア天神 1 F	居宅療養管理 指導	佐藤内科医院	松江市天神町15ウイ ステリア天神 1 F	平成18年 3 月 1 日

島根県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年 4 月21日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居 宅介護支援事業者		廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・ 居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 松江 市社会福祉協議会	松江市千鳥町70番地	訪問看護	社会福祉法人松江市 社会福祉協議会 宍 道介護センター訪問 看護ステーション	松江市宍道町上来待 213番地 1	平成18年 3 月31日
財団法人 出雲市ひ らた福祉公社	出雲市平田町2112 - 1	居宅介護支援 事業	(助)出雲市ひらた福祉 公社 居宅介護支援 事業所	出雲市平田町2112 - 1 平田福祉会館 2 階	平成18年 3 月31日

島根県告示第512号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年 4 月21日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 おおつか福 祉会	通所介護	平田西デイサービスセン ター	出雲市国富町57番地 1	平成18年 3 月31日

島根県告示第513号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、小山地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年 4 月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
小山地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
浜田市役所

島根県告示第514号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成18年4月21日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	同意年月日
出雲市	堤廻下地区用排水施設事業（ため池等整備事業）	平成18年4月12日

島根県告示第515号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成18年4月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 漁業権者の名称及び住所
神戸川漁業協同組合 出雲市下古志町1655番地3
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号及び第4号
- 3 変更の内容
(1) 禁止区域

（変更前）

第4条 『ごぎ』の繁殖保護のため、遊漁禁止区域を次の通りとする。

河川名	遊漁禁止区域
位出谷川	頓原町大字頓原村27の3番地先の砂防ダムより上流
牛谷川	（略）
内谷川	頓原町合流点から上流

（変更後）

第4条 『ごぎ』の繁殖保護のため、遊漁禁止区域を次のとおりとする。

河川名	遊漁禁止区域
位出谷川	飯南町頓原27の3番地先の砂防ダムより上流
牛谷川	（略）
内谷川	頓原川合流点から上流

(2) 遊漁料の額及び納付の方法

(変更前)

第 7 条 第 2 条第 1 項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料は次の表の通りとする。

但し、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

通常漁場	(略)	
特設漁場	場所	1 . 頓原町大字頓原村地内頓原川合流点から頓原町大字頓原村2,994番地先の宇山川第 2 号堰堤までの宇山川
		2 . 頓原町大字頓原村地内神田川合流点から同地内位出谷川合流点までの頓原川及び頓原町大字頓原村27番地の 3 地先の位出谷川第 1 号堰堤より下流の位出谷川
		3 . 頓原町大字志津見地内弓谷川における弓谷川堰堤
	(略)	(略)

(変更後)

第 7 条 第 2 条第 1 項に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で神戸川漁業協同組合事務所及び組合が指定した場所において納付するときの遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

通常漁場	(略)	
特設漁場	場所	1 . 飯南町神田川合流点から位出谷川合流点までの頓原川及び位出谷川第 1 号堰堤より下流の位出谷川
		2 . 飯南町志津見地内弓谷川における弓谷川下流堰堤
	(略)	(略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成18年 4 月21日

島根県告示第516号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第129条第 3 項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第 7 項の規定により告示する。

平成18年 4 月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 漁業権者の名称及び住所

三隅川漁業協同組合 浜田市三隅町三隅1431番地

2 漁業権の免許番号

内共第 9 号

3 変更の内容

(1) 禁止区域

(変更前)

第 5 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法はウ欄の区域内において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域
あゆ	たも網、投網	那賀郡三隅町大字三隅地内三隅大橋上流端から下流に至る区域
ごぎ(いわな含む)	手釣、竿釣、徒手採捕	美濃郡美都町板井川地内正本橋下流端より上流に至る区域

(変更後)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法はウ欄の区域内において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域
あゆ	たも網、投網	浜田市三隅町三隅地内三隅大橋上流端から下流に至る区域
ごぎ(いわな含む。)	手釣、竿釣、徒手採捕	益田市美都町板井川地内正本橋下流端より上流に至る区域

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成18年4月21日

島根県告示第517号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、内水面における遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

平成18年4月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 益田市神田町イ614番地

2 漁業権の免許番号

内共第10号

3 変更の内容

(1) 禁止区域

(変更前)

第5条 前条の規定にかかわらず、次表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ. あゆ友釣を除く全漁法	高津川	鹿足郡六日市町大字七日市、坂折谷川と高津川本流との合流点から同町大字抜月、抜月橋下流端に至る区域。	(略)
ロ. 全漁法	高津川	鹿足郡柿木村大字大野原、月瀬頭首工より上流25m、下流50mの区域	(略)
ハ. "	高津川	鹿足郡柿木村大字柿木、柿木小水力発電所取水口より上流50m、下流50mの区域	(略)
ニ. あゆ友釣を除く全漁法	高津川	鹿足郡柿木村大字柿木、相生橋上流端より300m上流の地点から同大字柿木、小水力発電所放水口から下流200mに至る区域。	(略)
ホ. 全漁法	右ヶ谷川	鹿足郡柿木村大字椈谷、福川川との合流点に至る右ヶ谷川全域	(略)
ヘ. "	福川川	鹿足郡柿木村大字柿木、坂本頭首工より上流25m、下流50mの区域	(略)

ト．毛針釣を除く全漁法	横道川	鹿足郡日原町大字左鍔上横道、福谷川合流点から上流の全域 (以下「毛針釣り専用区」という)	(略)
チ．あゆ刺網、投網	高津川	鹿足郡柿木村大字下須、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同郡日原町大字枕瀬、日原発電所放水口に至る区域	(略)
リ．あゆ友釣を除く全漁法	高津川	鹿足郡日原町大字日原、法師橋上流端より400m上流の地点から、同橋下流端より600m下流に至る区域	(略)
ヌ．こいの刺網、投網、竿釣	津和野川	鹿足郡津和野町大字鷲原、ふるやせき下流端から同町大字同、南谷川合流点までの区域	(略)
ル．全漁法	津和野川	鹿足郡津和野町大字鷲原、南谷川合流点より下流同町大字後田、常盤橋上そ水コンクリート壁上流端までの区域	(略)
オ．あゆ友釣を除くあゆ漁業	高津川	鹿足郡日原町大字河村、国道9号線日原洞門上流端から同町大字池村、国道9号線池村第1洞門下流端に至る区域	(略)
ワ． ”	高津川	鹿足郡日原町大字青原、青原駐在所前消防路下流端から同町大字同、添谷橋下流端に至る区域。	(略)
カ～ヨ	(略)	(略)	(略)
タ．全漁法	匹見川	美濃郡匹見町大字道川、中国電力匹見発電所取水堰堤から同町大字匹見、魚飛橋下流端に至る区域	(略)
レ．あゆ友釣を除くあゆ漁法	匹見川	美濃郡匹見町大字匹見、紙祖川と匹見川との合流点から同町大字同、匹見川と広見川との合流点に至る区域及び同町大字紙祖、諏訪頭首工上流端に至る区域	(略)
ソ．あゆ刺網、投網	匹見川	美濃郡匹見町大字広瀬、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流180mから同町大字澄川、発電所放水口に至る区域	(略)
ツ．全漁法	匹見川	美濃郡匹見町大字広瀬、口板堰堤より上流25m、下流50mの区域	(略)
ネ．あゆ友釣を除くあゆ漁法	匹見川	美濃郡匹見町大字澄川、澄川発電所放水口から同町大字同、中国電力株式会社設置堰堤の中心線より上流50mに至る区域	(略)
ナ．あゆ刺網、投網	匹見川	美濃郡匹見町大字澄川、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから益田市猪木谷町、豊川発電所放水口に至る区域	(略)
ラ～ク(略)			

(変更後)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ．あゆ友釣を除く全漁法	高津川	鹿足郡吉賀町七日市、坂折谷川と高津川本流との合流点から同町抜月、抜月橋下流端に至る区域	(略)
ロ．全漁法	高津川	鹿足郡吉賀町柿木村大野原、月瀬頭首工より上流25m、下流50mの区域	(略)
ハ． ”	高津川	鹿足郡吉賀町柿木村柿木、柿木小水力発電所取水口より上流50m、下流50mの区域	(略)
ニ．あゆ友釣を除く全漁法	高津川	鹿足郡吉賀町柿木村柿木、相生橋上流端より300m上流の地点から同町同、小水力発電所放水口から下流200mに至る区域	(略)
ホ．全漁法	右ヶ谷川	鹿足郡吉賀町柿木村椀谷、福川川との合流点に至る右ヶ谷川全域	(略)
ヘ． ”	福川川	鹿足郡吉賀町柿木村柿木、坂本頭首工より上流25m、下流50mの	(略)

		区域	
ト．毛針釣を除く全漁法	横道川	鹿足郡津和野町左鍍上横道、福谷川合流点から上流の全域（以下「毛針釣り専用区」という。）	(略)
チ．あゆ刺網、投網	高津川	鹿足郡吉賀町柿木村下須、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同郡津和野町枕瀬、日原発電所放水口に至る区域	(略)
リ．あゆ友釣を除く全漁法	高津川	鹿足郡津和野町日原、法師橋上流端より400m上流の地点から、同橋下流端より600m下流に至る区域	(略)
ヌ．こいの刺網、投網、竿釣	津和野川	鹿足郡津和野町鷺原、ふるやせき下流端から同町同、南谷川合流点までの区域	(略)
ル．全漁法	津和野川	鹿足郡津和野町鷺原、南谷川合流点より下流同町後田、常盤橋上そ水コンクリート壁上流端までの区域	(略)
オ．あゆ友釣を除くあゆ漁業	高津川	鹿足郡津和野町河村、国道9号線日原洞門上流端から同町池村、国道9号線池村第1洞門下流端に至る区域	(略)
カ． "	高津川	鹿足郡津和野町青原、青原駐在所前消防路下流端から同町同、添谷橋下流端に至る区域	(略)
ク～コ	(略)	(略)	(略)
ク．全漁法	匹見川	益田市匹見町道川、中国電力匹見発電所取水堰堤から同町匹見、魚飛橋下流端に至る区域	(略)
ケ．あゆ友釣を除くあゆ漁法	匹見川	益田市匹見町匹見、紙祖川と匹見川との合流点から同町同、匹見川と広見川との合流点に至る区域及び同町紙祖、諏訪頭首工上流端に至る区域	(略)
ケ．あゆ刺網、投網	匹見川	益田市匹見町広瀬、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流180mから同町澄川、発電所放水口に至る区域	(略)
コ．全漁法	匹見川	益田市匹見町広瀬、口板堰堤より上流25m、下流50mの区域	(略)
コ．あゆ友釣を除くあゆ漁法	匹見川	益田市匹見町澄川、澄川発電所放水口から同町同、中国電力株式会社設置堰堤の中心線より上流50mに至る区域	(略)
コ．あゆ刺網、投網	匹見川	益田市匹見町澄川、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同市猪木谷町、豊川発電所放水口に至る区域	(略)
ク～ク	(略)	(略)	(略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成18年4月21日

島根県告示第518号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成18年4月21日

島根県知事 澄田信義

別表中	を	年1.8%以内	に改める。	年2.0%以内
		年1.8%以内		年2.2%以内
		年1.8%以内		年2.0%以内
		年1.8%以内		年2.0%以内
		年1.8%以内		年2.0%以内
		年1.8%以内		年2.0%以内
		年1.8%以内		年2.0%以内
		年1.8%以内		年2.0%以内

附 則

- この告示は、平成18年 4月21日から施行する。
- この告示による改正後の島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の規定は、平成18年 4月21日以後に貸し付けられた島根県漁業近代化資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根県漁業近代化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第519号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第 1 項の規定により平成18年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成18年 4月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 包括外部監査契約の期間の始期
平成18年 4月 1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、1,750万円を上限とする。
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
福田龍太 松江市秋鹿町3290番地
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

公 告

公立大学法人島根県立大学（仮称）会計システムの賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

平成18年 4月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 提案競技に付する事項
 - 名称
公立大学法人島根県立大学（仮称）会計システム（以下「県立大学会計システム」という。）の賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務
 - 概要

ア 県立大学会計システムの導入業務（「システムの設置（ソフトウェアのカスタマイズを除く。）、操作教育、データ移行支援及び運用テスト支援」のことをいう。以下同じ。）は、平成18年度中の委託契約により調達。

イ 県立大学会計システムに係るハードウェア及びソフトウェアの賃貸借（運用保守業務を含む。）については、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間の賃貸借契約により調達。

(3) 仕様

「公立大学法人島根県立大学（仮称）会計システムの賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務の調達に係る提案競技仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 提案価格の上限額

合計額は、161,557,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、かつ、このうち県立大学会計システムの導入業務については、36,757,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 完了期限及び賃貸借期間

(1) 県立大学会計システムの導入業務

完了期限 平成19年3月31日

(2) 県立大学会計システムの賃貸借及び運用保守業務期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

3 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同企業体にあつては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業・法人の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。

エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

カ 共同企業体の構成員でないこと。

キ ISO9001に準拠した品質管理を行うことができる者であること。

ク 国立大学法人又は公立大学法人における財務会計システム及び給与計算システムの開発業務を受注した実績を有する者であること。

ケ 上記クにおいて受注し、開発したシステムに関する運用保守業務を受注した実績を有する者であること。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

ア) 目的

イ) 企業体の名称

ウ) 構成員の住所及び名称

エ) 代表者の名称

オ) 代表者の権限

カ) 構成員の出資の割合

キ) 構成員の責任

ク) 取引金融機関

ケ) 決算

- ロ 利益金の配当の割合
- ハ 欠損金の負担の割合
- ニ 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ヒ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- ヘ 解散後の瑕疵担保責任
- ホ その他必要な事項

- イ 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- ウ 構成員のすべてが(1)のアからオまでに該当すること。
- エ 構成員のうち少なくとも 1 社は、(1)のキからケまでに該当すること。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

4 提案競技説明手続

(1) 提案競技実施要領等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間

平成18年 4月21日(金)から平成18年 5月17日(水)まで
閉庁日を除く毎日 午前 9時から午後 5時まで(正午から午後 1時までの間は除く。)

イ 配布場所

総務部総務課法人設立準備室(島根県浜田市野原町2433 - 2 島根県立大学内)及び総務部総務課 1 F 分室(島根県松江市殿町 1 島根県庁内)

(2) 提案競技説明会

ア 日時

平成18年 4月28日(金)午後 1時から

イ 場所

島根県浜田市野原町2433 - 2 島根県立大学

5 提案競技参加資格確認手続

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、3の参加資格を有すると認められたものに限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書又は経歴書(共同企業体の場合は、構成員すべての会社概要書又は経歴書)

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書(共同企業体の場合は、構成員すべての登記事項証明書又は身分証明書)

エ 直近の財務諸表(共同企業体の場合は、構成員すべての直近の財務諸表)

オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(共同企業体の場合は、構成員すべての証明書)

カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書(共同企業体の場合は、構成員すべての納税証明書)

キ 国立大学法人又は公立大学法人における財務会計システム及び給与計算システムの開発業務の受注実績を証する書類

ク 国立大学法人又は公立大学法人における財務会計システム及び給与計算システムの運用保守業務の受注実績を証する書類

ケ 協定書(共同企業体の場合のみ)

コ 担当者届

サ 委任状

(2) 提出書類の形式

提案競技実施要領による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

平成18年5月17日(水)午後5時までに提出すること。郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

エ 提出先

13に同じ。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、平成18年5月19日付けで、郵送にて通知する。

7 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。(ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。)

(2) 提出場所

13に同じ。

(3) 提出期限

平成18年5月10日(水)午後5時まで

(4) 質問に対する回答は、平成18年5月15日(月)までにファックス又は電子メールにより通知する。

8 提案書の提出について

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書を提出すること。

(1) 提案書の内容

提案競技実施要領による。

(2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成18年5月31日(水)午後5時までに提出すること。郵送の場合は書留とし、同日の午後5時までに必着のこと。

ウ 提出先

13に同じ。

9 選定方法

(1) 別に設置する公立大学法人島根県立大学(仮称)会計等システム提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行う。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア システムの操作性に関する項目

イ システムの安定性に関する項目

ウ システムの保守性に関する項目

エ システムの拡張性に関する項目

オ システム開発・運用の確実性に関する項目

カ 情報セキュリティの確保に関する項目

キ システム管理者、利用者への教育指導に関する項目

ク システム開発・運用保守に要する費用に関する項目

- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について審査委員会事務局によるヒアリング及びプレゼンテーションの依頼を行う。
- (5) ヒアリング及びプレゼンテーションは、次の日程に行う。実施日時は、提案書提出者に対し別途通知する。

ア 実施日

平成18年6月7日(水)又は6月8日(木)

イ 場所

島根県浜田市野原町2433-2 島根県立大学

- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。

10 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

11 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「契約予定者」という。)と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

12 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ及び書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技実施要領による。

13 提案競技に関する問合せ先(書類提出先)

郵便番号697-0016

島根県浜田市野原町2433-2 島根県立大学内 総務部総務課法人設立準備室

担当 西尾

電 話 0855-24-2218

F A X 0855-24-2397

e-mail s-nishio@admin.u-shimane.ac.jp

14 Summary

(1) Name and type of service to be supplied:

Complete program development and maintenance management system of financial accounting systems at a public university corporate body, The University of Shimane.

(2) Deadline for the submission of proposal documentation:

31 May 2006

(3) For further details, please contact:

Shimane Prefecture Corporate Body Preparation Office

The University of Shimane

Shimane Prefectural Government

General Affairs Department

General Affairs Division

2433-2 Nobara-cho

Hamada-shi

Shimane-ken 697-0016

Japan

TEL 0855 24 2218

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成18年4月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

安来市赤江町字菖蒲602番地

面積 309.64平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市黒井田町19番地1

池田 薫